

保育園・こども園の保護者の皆様へ

中央区福祉保健部子育て支援課・保育課

新型コロナウイルス感染症について (臨時休園期間後(5/7～)の取扱い)

現在の臨時休園期間終了後、5月7日(木)以降の保育所の運営につきましては、緊急事態宣言等の動向を踏まえる必要がありますが、連休中の発表を待ってからでは保護者の皆様に十分な周知を行うことが難しいため、状況に応じて下記のとおり対応いたします。ご確認の程よろしくお願いたします。

1 現在の臨時休園期間終了後(5/7～)の保育所運営について

東京都を対象とした 緊急事態宣言	対 応
期間が延長された場合	・引き続き、緊急事態宣言の期間に合わせて臨時休園とします。
期間が延長されなかった場合	・引き続き、5月10日(日)まで 臨時休園とします。 ・5月11日(月)以降の対応については、緊急事態宣言の解除等の状況を見極めながら判断し、5月8日(金)までに区ホームページ等でお知らせします。

2 5月7日以降の臨時休園期間に係る保育利用申込み等の取り扱いについて

東京都を対象とした 緊急事態宣言	対 応
期間が延長された場合	・「緊急事態宣言発令に伴う保育利用申込書」提出済の場合 →新たな手続きは不要です。 ・「緊急事態宣言発令に伴う保育利用申込書」未提出の場合 →保育を希望する場合は、提出が必要になります。
期間が延長されなかった場合	・5月10日(日)までの臨時休園については上欄と同様です。 ・5月11日(月)以降再開となった場合で、5月末まで1日も登園せず自主的に休園する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策による休園の届出(5月分)」を提出することで休園が認められます(保育料等免除)。

※今後公表される緊急事態宣言・措置の状況や国・都との調整により対応を見直す可能性がありますので、ご留意ください。

※最新の情報は、区ホームページや子ども安全安心メール等でお知らせします。

関連情報

区ホームページ(緊急事態宣言に伴う区内認可保育所の臨時休園について)

<https://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/hoiku/2020-04-08.html>

